



福岡医発第51号(地)
平成30年 4月 3日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻一良
(公 印 省 略)

気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について(疑義照会)

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

標記の件につきまして、厚生労働省医政看護課長より日本医師会及び福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室を通して別添のとおり連絡がありました。

本件は、公益社団法人日本小児科学会他連名で厚生労働省医政局看護課長宛に出された疑義照会であります。その内容は、「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、重症心身障害児(者)の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児(者)が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見され、このような事態が起こる背景に、特定行為研修制度に対する解釈の誤認があるのではないかとするものです。

今般、厚生労働省より下記のとおり気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入の疑義照会について回答が示されましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに貴会会員へ周知方よろしくお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法第37条ただし書きの規定により、同法違反とならない。なお、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告すること。

小郡三井医師会より

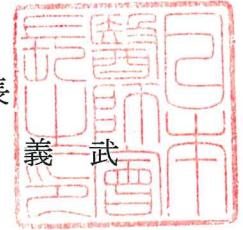
医療安全管理担当理事 吉武靖博
会長 白石恒明

平成 30 年 3 月 22 日

都道府県医師会会長 殿

日本医師会会長

横 倉 義 武



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について（疑義照会）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局看護課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に通知が出されるとともに、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、公益社団法人日本小児科学会他連名で厚生労働省医政局看護課長宛に出された疑義照会であります。その内容は、「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、重症心身障害児（者）の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児（者）が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見され、このような事態が起こる背景に、特定行為研修制度に対する解釈の誤認があるのではないかとするものです。

そこで、厚生労働省として「福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法第 37 条ただし書きの規定により、同法違反とならない」との解釈を示したものです。なお、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告することとされています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会等への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。



29医指第4119号
平成30年3月26日

公益社団法人福岡県医師会長
一般社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会
一般社団法人福岡県私設病院協会
一般社団法人福岡県精神病院協会
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部
公益社団法人福岡県看護協会

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課医師・看護職員確保対策室)



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、厚生労働省から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

各医師会通知

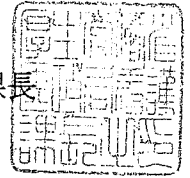


医政看発0316第3号

平成30年3月16日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答し、別添3のとおり各都道府県衛生主管部（局）長宛通知いたしましたので、貴職においてもこれを御了知いただくとともに、貴管下の会員各位に広く周知されることについて格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

(別添1)

平成30年 2月 28日

厚生労働省

医政局看護課長 島田 陽子 殿

公益社団法人日本小児科学会

会長 高橋 孝雄



公益社団法人日本小児保健協会

会長 秋山千枝子



公益社団法人日本小児科医会

会長 松平 隆光



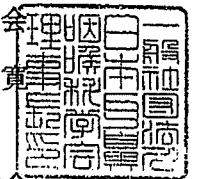
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会

会長 金子 道夫



一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会

理事長 森山 真



日本重症心身障害学会

理事長 有馬 正高



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入について

平成27年10月の「特定行為に係る看護師の研修制度」施行以降、看護師による診療の補助が制限され、重症心身障害児(者)の気管カニューレが事故抜去した際に、看護師が対応できず、児(者)が生命の危機に瀕する状態に発展する事例が散見されます。

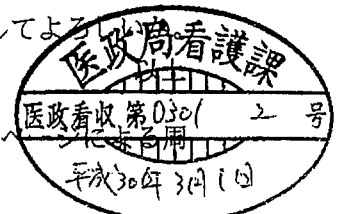
このような事態が起こる背景には、特定行為に係る看護師の研修制度に対する解釈の誤認があり、緊急時も医師の指示があった場合を除いて、看護師が診療の補助の行為を実施することはできないという誤解があるように思われます。

つきましては、下記の質問に対して、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

福祉、教育、保育等、あらゆる場において子どもの気管カニューレが事故抜去し、生命が危険な状態等のため、緊急に気管カニューレを再挿入する必要がある場合であって、直ちに医師の治療・指示を受けることが困難な場合において、看護師又は准看護師が臨時応急の手当として気管カニューレを再挿入する行為は、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第37条ただし書の規定により、同法違反とはならないと解してよろ

貴局からのご回答を含め、当該認識について、当会並びに関連団体ホームページによる周知をさせていただく予定でございます。

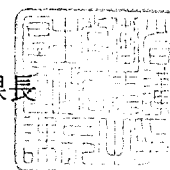


医政看発 0316 第1号

平成30年3月16日

公益社団法人日本小児科学会 会長
公益社団法人日本小児保健協会 会長
公益社団法人日本小児科医会 会長 殿
一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会 会長
一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会 理事長
日本重症心身障害学会 理事長

厚生労働省医政局看護課長



気管カニューレの事故抜去等の緊急時における
気管カニューレの再挿入について（回答）

平成30年2月28日付けで照会のあった標記の件について、下記のとおり回答します。

記

貴見のとおり。また、気管カニューレの再挿入を実施した場合は、可及的速やかに医師に報告すること。

以上

(別添3)

医政看発0316第2号
平成30年3月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局看護課長
(公 印 省 略)

気管カニューレの事故抜去等の緊急時における気管カニューレの再挿入
について

標記について、平成30年2月28日付けで公益社団法人日本小児科学会会長、公益社団法人日本小児保健協会会長、公益社団法人日本小児科医会会長、一般社団法人日本小児期外科系関連学会協議会会長、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会理事長及び日本重症心身障害学会理事長から別添1をもってあった照会に対し、別添2のとおり回答したので、貴職におかれてはこれを御了知の上、貴管内の保健所設置市（特別区を含む。）、医療機関、関係団体等に対し周知及び適切な指導をお願いいたします。